

水産復興マスターplan

平成23年6月
水 産 厅

目 次

I. 復興に向けての基本的考え方

1. 我が国水産業における被災地域の重要性
2. 復興に当たっての基本理念
3. 復興の基本的方向
4. 本マスターplanの位置付け

II. 分野別復興方針

1. 漁港 (P.5)

- 被災状況と課題
- 対応の方向
 - ・全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港
 - ・地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港
 - ・その他の漁港

2. 漁場・資源 (P.7)

- 被災状況と課題
- 対応の方向
 - ・がれき撤去の推進
 - ・継続的な漁場環境調査の実施

3. 漁船・漁業管理 (P.9)

- 被災状況と課題
- 対応の方向
 - ・漁業の構造改革・資源の持続的利用を視野に入れた漁船勢力の再建支援
 - ・適切な資源管理の推進
 - ・水産物供給の確保

4. 養殖・栽培漁業 (P.13)

- 被災状況と課題
- 対応の方向
 - ・養殖生産の早期再開と収益性の高い経営体の育成
 - ・さけ・ます等の種苗生産・放流体制の再構築
 - ・生産量回復の目標

5. 水産加工・流通 (P.17)

○被災状況と課題

○対応の方向

- ・水産加工・流通業等の復興
- ・産地市場の再編成等
- ・加工原材料の確保
- ・被災地産の水産物の消費拡大

6. 漁業経営 (P.20)

○被災状況と課題

○対応の方向

- ・地域における雇用機会の確保
- ・新たな経営体の形成・発展支援
- ・セーフティネットの適切な運用

7. 漁協 (P.23)

○被災状況と課題

○対応の方向

- ・漁協系統組織の再編・整備
- ・信漁連等の健全性の確保

8. 漁村 (P.25)

○被災状況と課題

○対応の方向

- ・地元住民の意向の尊重
- ・立地条件等にあわせた最善の防災力確保
- ・地域資源を活用した漁村の復興

III. 原子力発電所事故への対応 (P.27)

○被災状況と課題

○対応の方向

- ・放射性物質の調査等
- ・海外に向けた取組等

I. 復興に向けての基本的考え方

1. 我が国水産業における被災地域の重要性

(1) 東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、北海道から千葉県にかけて大きな水産関係の被害が発生。特に震源地に近い岩手県、宮城県、福島県で被害が大きく、ほぼ全域にわたり壊滅的な状況。これまでに把握された水産関係の被害額は1兆円を超えているところ。

水産関係の被害状況

(6月23日現在)

主な被害	被害数	被害額(億円)
・漁船	21,506隻	1,537
・漁港施設	319漁港	7,231
・養殖施設		730
・養植物		563
・共同利用施設	1,303施設	603
合計		10,664

(2) 今回の東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支える様々な機能を果たすなど、我が国水産業において重要な位置付け。

- ・ 全国の漁業生産量の5割を占める7道県（北海道と青森県から千葉県まで）を中心に広範な地域で大きな被害
- ・ 被害が多く報告されている青森県から千葉県までの6県の漁業
- ・ 養殖業は、全国の生産量・生産額のそれぞれ約2割のシェア
- ・ 魚種別に見ると、サンマで約4割、サバ類で約4割、養殖力キで約3割、養殖ワカメで約8割のシェア
- ・ 養殖用種苗の販売量では、カキ類種苗で約8割、ワカメ類種苗で約3割のシェア
- ・ 漁船数では約2割、漁業就業者数も約2割のシェア

(3) 被災地域の水産業の早期復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給を確保するうえでも極めて重要な課題。

2. 復興に当たっての基本理念

被災地域の水産業と漁村・漁港の復興に当たっては、以下の基本理念に基づき取組を推進。

(1) 地元の意向を踏まえて復興を推進する

「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする」との東日本大震災復興構想会議の復興原則を踏まえ、地元自治体・関係者の意向を十分に把握した上で、復興を推進。

(2) 被災地域における水産資源をフル活用する

全国屈指の漁場である被災地沖や沿岸域の水産資源を有効利用することは、被災地域の生活再建に向けた喫緊の課題であるとともに、国民に対する水産物の安定供給を図る上でも重要。このため、水産資源のフル活用が可能となるよう、漁場の機能回復等を通じて豊かな水産資源の早期再生を図るとともに、現存する漁業能力を活用。

(3) 消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保する

水産物が消費者に安定的に届けられるためには、漁業生産と、水産加工・流通等の裾野の広い関連分野が一体となって機能することが必要。安全な水産物に対する消費者の強いニーズに応え、その安定的な供給を早期に確保していくため、これらが足並みを揃えて再建されるよう対応。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による漁業への被害・影響、水産物の安全性に対する消費者の不安や風評被害の解消に向けて最大限対応。

(4) 漁期等に応じた適切な対応を行う

魚種により異なる漁期に対応した操業再開や関連資材の供給、後年における生産の確保のために不可欠な養殖・増殖の種付け、放流等の作業が的確に実施できるよう、応急的な措置も含め適切に対応。

(5) 単なる現状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す

将来の漁業・漁村の姿を見すえ、経営や施設利用の協業化・共同化・6次産業化、漁船や各種施設の省エネ化・高効率化、エネルギー自立型システムの構築の推進など、他の地域のモデルとなるような取組を積極的に支援。

3. 復興の基本的方向

一刻も早い生業の再開に向けて、当面の復旧対策を引き続き迅速かつ効果的に実行するとともに、被災地域で営まれている多様な漁業の特色や被災状況に応じ、また、流通・加工を始めとする関連分野との一体的な再建を目指し、新たな食料供給基地の建設を視野に入れて、本格的な復興への取組を推進。

(1) 沿岸漁業・地域

- ① 漁業コミュニティにおける生業を核として、多様かつ新鮮な水産物を供給している沿岸漁業については、小規模な漁業者が多く、個別経営としての復興には課題が多い場合等もあることから、漁業者による共同事業化や漁協による子会社の設立により、漁船・漁具等の生産基盤の共同化や集約化を推進。
- ② また、これに併せて、地元内外の民間企業の資本、技術、ノウハウのより積極的な導入に向けた仲介・マッチングの推進や、必要な地域では地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組み等の具体化、地元特産魚種を活かした6次産業化を視野に入れた流通加工体制の復興を推進。
- ③ 沿岸漁業の基盤である漁港については、住民の生産・生活の場を形成していることから、地方公共団体や地域住民の意見を十分に踏まえ、周辺の漁港との機能の集約・役割分担や漁業集落のあり方と一体的な検討を行い、復旧・復興事業の必要性の高い漁港から事業に着手。
- ④ 未曾有の大地震による漁場や資源への被害等に対し、科学的知見も活用しながら漁場や資源を回復。

(2) 沖合遠洋漁業・水産基地

- ① 沖合・遠洋漁業は、水揚げ量や市場の取扱量が多いだけでなく、関連産業の裾野も広いことから、漁船・船団の近代化・合理化による漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な流通加工業の効率化・高度化を推進。
- ② 沖合・遠洋漁業の基盤となる拠点漁港は、基地港であると同時に、他地域の漁船により水揚げされた水産物や周辺の漁港からの水産物が集積される拠点漁港でもあり、市場や水産加工場等も有し、水産物の全国流通に大きな役割を果たしていることから、一刻も早く漁業が再開されるよう、緊急的に復旧・復興事業を実施するとともに、さらなる流通機能・防災機能の高度化等を推進。

4. 本マスタープランの位置付け

被災地域では多様な水産業が営まれており、本マスタープランを踏まえつつ、関係県・市町村において地域の実情に応じた復興方針や計画の策定が行われることを期待。水産庁としても、「水産業復興プロジェクト支援チーム」の派遣、復興の実現に向けた各種施策・措置をきめ細かく講じていくこと等を通じて、被災地域の復興の取組に必要な支援を実施。

II. 分野別復興方針

1. 漁港

被災状況と課題

(1) 北海道から千葉県までの7道県の319漁港において被害が発生。これは、全国の2,914漁港の約1割に相当。特に岩手県、宮城県、福島県の3県では、ほぼ全ての漁港で被害。

漁港の被災状況

(全漁港数)	第1種	第2種	第3種	第4種	計
北海道 (282)	9	1	1	1	12
青森県 (92)	14	1	2	1	18
岩手県 (111)	80	23	4	1	108
宮城県 (142)	115	21	5	1	142
福島県 (10)	2	6	2	0	10
茨城県 (24)	11	0	5	0	16
千葉県 (69)	5	4	2	2	13
計(7道県)	236	56	21	6	319

注1：6月23日時点での各道県からの報告

注2：第1種漁港は、その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港は、その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港は、その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港は、離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

(2) 漁港は、漁船の係留や補給、漁獲物の水揚げ、加工・流通等の機能が集積した漁業・水産業の基盤施設であり、被災地域の水産業の再生のためには、その復旧・復興が極めて重要。

対応の方向

(1) 漁港の復旧・復興については、以下のような考え方のもと、漁港の間で機能分担を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期かつ計画的に確保していくことを目指し、県・市町村及び地元漁業者等の意見を十分に踏まえて推進。

① 全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港

特定第3種漁港などについては、全国からの漁船が陸揚げ等に利用し、周辺の漁港からも水産物が集積するなど、全国の水産業や水産物の安定供給に及ぼす影響が大きいことから、早期再開を目指して、復旧・復興事業に緊急的に着手。

復興に当たっては、水産物の輸出強化にも対応した市場施設等の流通・加工機能の強化、漁港施設用地の嵩上げ、水産加工団地を含めた避難計画の策定などの地震津波対策など災害に対する安全性の向上を推進。

② 地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港

地域水産業の生産・流通の拠点として陸揚げ量や漁船利用が多い漁港については、本年度中を目途に、復旧・復興事業に着手。復興に当たっては、下記③の漁港の機能の一部を補完するため、地域の実情に応じ、地域水産物の流通拠点である市場施設、増養殖関連施設等の集約・強化を図るとともに、荒天時に周辺漁港の漁船も安全に停泊できる機能等を整備。さらに、背後集落も含めた災害に対する安全性の向上等を推進。

③ その他の漁港

上記①②以外の漁港については、地域水産業の早期再開に向けた地元漁業者の意向、漁港の被災状況や背後集落の復興に向けた方針等を考慮しつつ、当該漁港において漁船の係留場所の確保など復旧・復興の必要性の高い機能から優先して整備が必要な施設を選定し、事業を実施。

(2) なお、被災地の漁業再開のためには、泊地や航路に堆積し、漁船の航行・係留、漁業活動等に支障を及ぼす漁港のがれき処理が不可欠。このため、少なくとも上記①②の漁港においては、こうしたがれきの処理を遅くとも本年度中を目途に完了。

2. 漁場・資源

被災状況と課題

(1) 未曾有の大地震により、海底の状況が大きく変化し、資源にも大きな影響があったのではないかとの指摘。加えて、岩手県、宮城県、福島県の3県のがれきは約2,500万トンと推計され（環境省資料）、全壊建築物等の被害状況を勘案すると相当量のがれきが海中に流出し、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが想定。

これらの結果、沿岸の採貝・採藻、養殖等の漁場、沖合漁場や藻場・干潟に、大きな被害が発生するとともに、漁業・養殖業の再開に当たって、操業の妨げになっている状況。さらに、流出したがれきの中に含まれる危険物が漁業者の安全を脅かす可能性も指摘されている状況。

(2) また、排水処理施設の被災（沿岸域の下水処理施設の稼働停止）による沿岸漁場の富栄養化等が原因となり、今後さらに漁場生産力が低下することが懸念。

(3) これらの状況から、漁業・養殖業の復興に向けて、漁場のがれき撤去等による漁場環境の回復が喫緊の課題となっており、県や漁業者自らが行うがれき回収処理の取組等を支援するとともに、国・県の関係機関が連携して漁業者の協力を得つつ漁場環境の調査を実施する等の長期的な取組が必要。

対応の方向

(がれき撤去の推進)

- (1) 早期の漁業再開に向けて、平成23年秋から冬にかけて再開が可能な漁場、種苗放流を早期に行う必要がある漁場、底びき網漁業等の好漁場・主漁場であった場所等を優先して、漁業者によるがれき撤去の取組や専門業者によるがれき撤去の支援を実施。
- (2) さらに、本格的な漁業の復興に向けて、生産活動が可能な沿岸の採貝・採藻、養殖等の漁場、底びき網やまき網の漁場等の再生範囲を順次拡大していくため、より広域の漁場においても、大型の漂流物・堆積物の回収処理、操業中に回収されたがれきの処理を継続的に推進。

(継続的な漁場環境調査の実施)

- (3) 被災した漁場の環境改善と資源回復、漁業者の安全性の確保等に資するため、漁業・養殖業の復旧・復興の各段階を通じて、①被災した藻場・干潟等や沿岸漁場の水質、底質、海流、海洋生物の分布等の調査、②被災した沿岸漁場における環境負荷状況（水質、底質、有害物質等）の調査等を、漁業者の協力を得つつ継続的に推進。

3. 漁船・漁業管理

被災状況と課題

(1) 広範囲の道県にわたって被害が発生し、2万1千隻を超える漁船が被災。

特に岩手・宮城・福島の3県の沿岸漁業（定置漁業、養殖業、刺網・かご漁業等の小型漁船漁業）については、被災隻数が1万9千隻を超える、漁船・漁具がほぼ壊滅的な被害。

(2) 上記3県の沖合・遠洋漁業のうち、さんま漁業、いか釣り漁業及び沖合底びき網漁業（福島県相馬地区）については、総漁獲能力の概ね2割が喪失したと推定。

また、沖合底びき網漁業では、被災を免れたものの、がれきにより操業が困難になっている事例が存在。

(3) 被災地の漁業復興のためには、漁業生産の基盤である漁船勢力の早期再建が不可欠であり、今後3～5年を目途として、マクロでの食料供給に支障がない漁業生産体制の再構築を推進していくことが必要。

漁船の被害状況

(6月23日現在)

	漁船保険 加入隻数	被災漁船隻数	被害報告額
北海道	16,293	786	8,718百万円
青森県	6,990	620	11,295百万円
岩手県	10,522	壊滅的被害 (6市町村からの報告では、現在のところ6,254隻)	15,842百万円
宮城県	9,717	壊滅的被害 (宮城県の報告では、登録漁船数13,570隻のうち12,023隻が被災)	112,900百万円
福島県	1,068	873	調査中
茨城県	1,215	488	4,363百万円
千葉県	5,640	335	488百万円
東京都	897	3	調査中
新潟県	3,342	5	0.1百万円
富山県	1,038	8	調査中
石川県	3,500	1	調査中
静岡県	5,473	14	5百万円
愛知県	4,991	8	調査中
三重県	7,536	26	22百万円
和歌山県	3,855	6	2百万円
鳥取県	1,219	2	調査中
徳島県	3,551	4	1.85百万円
高知県	4,088	25	14百万円
大分県	5,258	2	65百万円
宮崎県	2,442	20	29百万円
鹿児島県	7,404	3	5百万円
計		21,506隻	153,749百万円

注1：各都道県からの聞き取りによる。

注2：漁船保険加入隻数は、登録漁船数の内数であり、実働動力漁船を最もよく反映した数字。

対応の方向

(漁業の構造改革・資源の持続的利用を視野に入れた漁船勢力の再建支援)

(1) 漁船勢力の再建に当たっては、適切な資源管理と漁業経営の中長期的な安定の実現を視野に入れながら、「もうかる漁業創設支援事業」

による省エネ・省コスト・協業化等の実証成果をベースとして、漁船・船団の近代化・合理化を促進する仕組みを構築。その際、造船所や機関整備場等の関連産業とも連携。

(2) 共同利用漁船の導入等を引き続き推進するとともに、漁業生産組合制度も活用しながら経営の共同化や生産活動の協業化を進め、経営の一層の効率化を促進。

(3) 沿岸漁業の漁船の隻数については、共同利用漁船の導入や経営の共同化、造船所の復旧状況、被災漁業者の経営継続意志の動向、漁業就業者の高齢化等を勘案し、まずは3年以内に震災前の半数程度の水準までの回復を図ることを目途とする。

沿岸漁業における許可漁業の隻数については、震災による資源状況の変化を注視しつつ、資源状況その他漁業調整の観点から適切なものとする。

また、定置漁業・養殖業については、漁場の変化を踏まえ適正かつ柔軟な再配置を検討し、変更免許、平成25年9月からの免許の切替等に反映。

(4) 沖合・遠洋漁業に関しては、漁船等の被災状況と残存している漁獲能力、さらに今後の資源動向等を見極めた上で、現行の許可状況との乖離部分（失われた漁船勢力）について、以下のように取り扱う。

① 資源状況その他漁業調整の観点から漁獲努力量の増加を抑制する必要があるもの（大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業）については、被災により廃業する者が生じ、許可を承継する者もいない場合、漁業法上の指定漁業の許可の次期一斉更新（平成24年度）において許可隻数を削減する方向で対応。

② 資源水準に対して現行許可隻数が過剰ではないもの（いか釣り漁業、さんま漁業）については、被災により廃業する者が生じた場合、生産性の向上を図る規制の見直しも行いながら、同一斉更新において他の漁業種類からの参入も含め新規参入を促す方向で対応。

（適切な資源管理の推進）

（5）震災による漁場の変化や魚種の来遊状況を注視しつつ、資源管理の強化を推進。漁業管理に当たっては、漁業資源が将来にわたって持続的に利用できるよう、資源動向を常に注視しつつ実施することが必要。

（6）なお、個別TAC等の漁業管理手法については、既に自主的に個別TACが運用されている例もあることから、地域の体制が整い、実施が可能と判断される等の場合には、その導入を検討していくこととするが、広域的な漁業については当該漁業種類のうち一部のみが被災している場合が多いこと、多数の魚種を同時に漁獲する定置漁業や底びき網漁業等においては管理コストなど実施上の課題も多いこと等にも留意。

（水産物供給の確保）

（7）被災地の経済的復興及び世界有数の漁場の一つである三陸沖漁場の水産資源の有効利用を図る観点から、燃油価格の高騰等の課題への対処を通じて、被災地域の現存する漁船、被災地の港や三陸沖漁場を利用する他の地域の漁船も活用して、被災地沖の水産物を国民に安定的に供給していくことができるよう対応。

4. 養殖・栽培漁業

被災状況と課題

(養殖)

(1) 広範囲の道県にわたって被害が発生し、養殖施設と養殖物をあわせた被害額は約1,300億円。

養殖施設・養殖物の被害状況

(6月23日現在)

都道府県名	被害を受けた養殖種類	施設被害報告額	養殖物被害額
北海道	・ホタテ、カキ、ウニ、コンブ、ワカメ等	9,356百万円	5,771百万円
青森県	・コンブ、ホタテ	38百万円	5百万円
岩手県	・ホタテ、カキ、コンブ、ワカメ等	13,200百万円	11,000百万円
宮城県	・ギンザケ、ホタテ、カキ、ホヤ、コンブ、ワカメ、ノリ類等	48,700百万円	33,189百万円
福島県	・ノリ類	調査中	調査中
千葉県	・ノリ類	調査中	調査中
神奈川県	・ワカメ等	12百万円	21百万円
新潟県	・錦鯉	4百万円	—
三重県	・マダイ、クロマグロ、カキ、ノリ類、真珠等	1,259百万円	2,355百万円
和歌山県	・マダイ、クロマグロ等	82百万円	834百万円
徳島県	・カンパチ、ハマチ、シマアジ、ワカメ等	17百万円	502百万円
高知県	・カンパチ、マダイ、ノリ類等	203百万円	2,377百万円
大分県	・マダイ、ハマチ、シマアジ、ヒラメ	85百万円	175百万円
宮崎県	・ハマチ、アジ、オオニハ等	0.28百万円	6百万円
沖縄県	・モズク	4百万円	30百万円
計		72,960百万円	56,265百万円

注：他の記載のない県についても、現在情報収集中。

(2) 特に、ワカメ養殖で全国生産量の76%、カキで全国生産量の31%、コンブで全国生産量の35%と、養殖の一大拠点である岩手県、宮城県の被害は甚大。

岩手県は、ワカメ、コンブ、カキ、ホタテを中心にほぼ全壊。宮城県も、カキ、ノリ、ワカメ、ホタテを中心にほぼ全壊。

主な養殖種類に係る生産量・生産額(平成20年度)

	生産量(全国シェア)	生産額(全国シェア)
岩手県	ワカメ 24,649トン(44.9%)	58億円(57.4%)
	コンブ 16,295トン(34.7%)	24億円(22.2%)
	カキ 13,963トン(7.3%)	31億円(10.0%)
	ホタテ 7,091トン(3.1%)	20億円(6.4%)
宮城県	カキ 45,041トン(23.7%)	53億円(17.3%)
	ノリ類 19,435トン(5.7%)	37億円(4.5%)
	ワカメ 17,036トン(31.0%)	24億円(23.6%)
	ホタテ 14,468トン(6.4%)	38億円(11.9%)

- (3) 我が国の養殖用力キ種苗供給量の約8割を占める宮城県の力キ種苗生産拠点も大きな被害を受けたことから、我が国の力キ養殖全体への影響が懸念。
- (4) 養殖業については、生産活動の開始から収穫・販売までに、藻類養殖で1年、貝類養殖で2～3年間を要し、その間は収入が得られないことが養殖生産再開に当たっての課題の一つ。

(栽培漁業)

- (5) さけ・ます増殖については、岩手県、宮城県等を中心に、さけ・ます放流用種苗生産施設が壊滅的な被害を受け、種苗放流が困難な状況。
さけは放流後、4年ないし5年後に回帰することから、4年後、5年後の本州太平洋沿岸におけるさけ漁獲量が大きく落ち込むことが懸念。
- (6) また、海面増殖については、岩手・宮城・福島の3県の主力漁獲物であるアワビ、ウニ、ヒラメ等の放流用種苗を生産している各県の栽培漁業センターが壊滅的被害を受けており、将来の漁獲が大きく落ち込むことが懸念。

対応の方向

(養殖生産の早期再開と収益性の高い経営体の育成)

(1) 養殖漁場のがれきの撤去と漁場環境調査を実施した上で、利用可能な漁場から養殖生産の早期再開。その際、再開が困難な養殖漁場も予想されることから、これまで未利用であった沖合側の海域への養殖漁場の展開を検討。

また、種苗供給機能の早期回復を図るため、カキの母貝確保を推進。

(2) 養殖業の本格的な復興に当たっては、当該地域が我が国の養殖生産の主要な拠点であることを踏まえ、現状復旧にとどまらず、他地域のモデルとなる養殖生産地域の構築を推進。

このため、生産性・収益性の高い養殖経営体の育成に向けて、生産活動の開始から収入が得られるまでに一定期間を要するといった養殖経営の特性を踏まえた仕組みや養殖施設等の再整備を通じて、経営の共同化・協業化・法人化等を推進。併せて、効率的で良質な種苗確保技術の開発等を推進。

また、衛生管理体制の高度化、適正な養殖密度での生産の推進等を通じて、消費者に信頼される養殖業を構築。

(さけ・ます等の種苗生産・放流体制の再構築)

(3) 三陸海域の豊かな水産資源の早期回復を図るため、被災した（独）水産総合研究センター宮古栽培漁業施設を技術開発の拠点として再建するとともに、同施設を中心とした効率的・効果的な資源増殖の推進体制を再構築。

(4) さけ・ます増殖に関しては、仮設の種苗生産施設を緊急に整備し、平成24年春の種苗放流を可能にするとともに、三陸海域の種苗生産施設の本格的な復興を推進。

(5) 海面増殖に関しては、被災県の施設復旧を進めるとともに、復旧までの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入により放流尾数を確保。また、県域を超えた海域単位での連携・役割分担により効率的な栽培漁業を推進する体制を構築。

(生産量回復の目標)

(6) 上記のような取組を通じ、被災地域の養殖・栽培漁業や種苗生産について、以下のような考え方のもと、生産量の早期回復を目指す。

① ワカメ、コンブ等の藻類

ワカメ等の藻類養殖については、養殖再開から収穫までの期間が1年と短いこと、養殖再開のための必要経費が比較的小さく、漁業者が生産再開に取り組みやすいことから、可能な限り早期の生産回復を目指す。

なお、ワカメについては、全国生産量の8割を占める三陸地方での生産が回復するまでの間、中下級品を中心に輸入が増加することが予想されるが、三陸ワカメのブランド力を生かし、国内生産の回復にあわせ、国内供給シェアの回復を図る。

② カキ、ホタテ

貝類については、養殖の再開から収穫までに2～3年を要すること、種苗生産が被害を受けていることから、種苗供給の回復を図りながら順次生産を回復する。

なお、カキについては、母貝確保の支援等を通じて宮城県における種苗供給の早期回復を図りつつ、国内供給量の確保を図る。ホタテについては、主力生産地で同じく被災した北海道噴火湾周辺、昨年の高水温被害で被害を受けた青森県陸奥湾での生産の早期回復も図り、国内供給量の確保を図る。

③ 放流用種苗生産

さけ・ます、ヒラメ、アワビ、ウニ類等の栽培漁業対象種の放流用種苗生産については、5年を目途に、被災前の生産水準への回復を目指す。

5. 水産加工・流通

被災状況と課題

(1) 7道県の太平洋側の市場数は全国の約12%を占めており、市場・荷さばき所の被害状況については、特に岩手県、宮城県で大きな被害。

市場・荷さばき所の被害状況（7道県の太平洋側）

(6月23日現在)

	全市場数	被災状況（各県等からの報告）	被害額
北海道	52	被災15ヶ所程度（浸水、設備破損等）	103百万円
青森県	7	被災2～3ヶ所（浸水、設備破損等）	2,510百万円
岩手県	13	すべて被災 大半は壊滅的被害 (宮古・久慈・大船渡は建屋等が残存)	調査中
宮城県	10	すべて被災 壊滅的被害 (全壊、浸水、設備破損等)	8,512百万円
福島県	12	すべて被災 (半壊4、建屋・機器の流出5、原発避難地区2)	調査中
茨城県	9	大半が被災（全壊2、水没1、浸水3など）	1,447百万円
千葉県	2	一部で被害	615百万円
計	105	※市場数は、全国の約12%（105／998）	13,187百万円

(2) 7道県の太平洋側の水産加工施設数は全国の約21%を占めており、特に岩手県、宮城県で大きな被害。中小企業が多く被害状況の把握が遅れており、詳細は調査中。

水産加工施設被害状況（7道県の太平洋側）

(6月23日現在)

	加工場数(漁業センサス)	被災状況（県等からの報告）
北海道	570	一部地域で被害（半壊4、浸水27）
青森県	119	八戸地区で被害（全壊4、半壊14、浸水39）
岩手県	178	大半が施設流出・損壊（全壊59、半壊6）
宮城県	439	半数以上が壊滅的被害（全壊323、半壊17、浸水38）
福島県	135	詳細不明
茨城県	247	一部地域で被害（全壊32、半壊33、浸水12）
千葉県	420	一部地域で被害（全壊6、半壊13、浸水12）
計	2,108	※施設数は全国の約21%（2,108／10,097）

(3) 水産加工・流通業は、水揚げされた水産物を消費者まで届けるサプライチェーンを形成しており、漁業生産力の回復や漁港等の生産基盤の復旧に向けた取組と一体的に復興を進めていくことが課題。

また、地盤沈下等の深刻な被害を受けた水産加工団地については、応急的な対応をとった上で、本格的な復興対策につなげていくことが必要。

対応の方向

(水産加工・流通業等の復興)

(1) 地域に水揚げされる水産物の重要な仕向け先である水産加工・流通業等の早期復旧が重要であり、仮設施設や共同利用施設の整備等を推進し、本格復興につながるよう支援。

(2) 本格復興に当たっては、インフラ等の復旧状況や地域の意向・特徴に応じて、以下のような取組を推進。

- ① 地元自治体による地盤の整備と水産関連事業の再編立地を組み合わせた水産加工・流通業の集積化・団地化。
- ② 水産加工業・製氷業・冷凍冷蔵庫業等の水産関連産業と、漁業者団体との連携・協力による、地域水産業の一体的再生に資する施設整備。
- ③ 企業同士による事業協同組合の設立等を通じた新たな共同利用施設の整備。

(3) また、本格復興に当たっては、漁業者・漁業者団体が自ら生産・加工・販売に取り組む6次産業化や、漁業者と水産加工・流通業との連携強化等を推進。さらに、市場や加工施設等について、輸出も視野に入れた「EU HA-CCP」の取得等による品質・衛生管理体制の向上の取組を支援。

(産地市場の再編成等)

(4) 産地市場の復興については、漁港の復興と整合性をとりながら、以下ののような考え方の下、県・市町村・地元漁業者等の意見を十分に踏まえて推進。

- ① 全国的な水産物の生産・流通の拠点漁港の産地市場については、全国の水産業や水産物の安定供給に及ぼす影響が大きいことから、早期再開を目指して、仮設施設を含め復旧・復興事業に緊急的に着手。復興に当たっては、新たな買参人の参入促進等による取引の活性化、品質・衛生管理体制の向上等による流通機能の強化・高度化等を推進。
- ② 地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港の産地市場については、本年度中を目途に、復旧・復興に着手。復興に当たっては、周辺の漁

港の機能の集約・分担に伴い取扱量が増加することも念頭に、市場施設の強化等を推進。

(5) また、比較的早期に機能回復が見込まれる拠点漁港については、近隣の拠点漁港等が復旧するまでの間の代替的な水揚げ地として、受入機能の強化を推進。

(加工原材料の確保)

(6) 水産加工業の経営安定を図るため、漁業生産力の回復過程において当面不足する魚種について、産地への影響に配慮しつつ、事業者の原材料需要に応える形で、臨時枠の設定等輸入割当制度の柔軟な運用により手当て。

(被災地産の水産物の消費拡大)

(7) 被災地域の水産物を全国の消費地に訴求していくための流通業者等の取組を支援するとともに、消費者による被災地産商品の購入を促進し、「食べて被災地の復興を支える」消費を拡大。

併せて、安全・安心な水産物を求める消費者のニーズに対応し、国産水産物に関する正しい情報を生産者・流通業者から消費者に正確に伝達。

6. 漁業経営

被災状況と課題

(1) 青森県から千葉県にかけての漁業就業者数は約4万人であり、全国の約2割。漁業経営体の7割以上が專業又は漁業を主とする経営体。

今回の震災によって多くの漁業者の方々の命や生産・生活基盤が失われたが、多くの漁業者が漁業経営の再開を希望。

(2) このような中で、漁業継続の意思のある被災漁業者が、できる限り地域にとどまって、漁業復旧・復興の担い手、地域漁業の担い手として活躍し、その経営を発展させていくことが可能となるようにしていくことが重要。

対応の方向

(地域における雇用機会の確保)

- (1) 沿岸漁業の復興に当たっては、その存立基盤である漁村における漁業者のコミュニティが中核になって取り組んでいくことが必要。このため、まずは被災地域における就業を確保し、被災した漁業者が意欲を失うことなく浜にとどまれるよう、漁船や漁港を始めとする生産基盤の回復を進めるとともに、がれきの撤去等の漁場再生に漁業者が参画する仕組みを継続。
- (2) 漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進する観点から、被災地域の若手漁業者や漁家子弟が、被災を免れたあるいは新たに導入された漁船や施設等を有する他の漁業経営体において、漁業再開までの間漁業に携わっていく機会の提供を推進。

(新たな経営体の形成・発展支援)

- (3) 地域漁業を将来的に担う経営体の形成・発展を支援する観点から、地域の意向も踏まえつつ、共同利用漁船、共同利用施設の新規導入を契機とする協業化、地域営漁組織化や法人化、地域の加工・流通業との連携等を推進。

また、適切な資源管理と漁業経営の中長期的な安定の実現を視野に入れながら、「もうかる漁業創設支援事業」による省エネ・省コスト・協業化等の実証成果をベースとする仕組みを通じて、漁船・船団の近代化・合理化を促進。

- (4) こうした取組に必要な漁船等の取得等に必要な資金の実質無利子、無担保・無保証人での貸付を推進するとともに、既往債務の負担軽減のため、借換資金（負債整理資金）の活用を推進。
- (5) 現行の漁業法においても、株式会社も含め、外部の民間資本が漁業権の免許を受けることは既に認められているところ、地域の理解を基礎としつつ、国と地方公共団体が連携して地元のニーズや民間企業の意向を把握し、地元漁業者と技術・ノウハウや資本を有する民間企業との様々な形での連携に向けた仲介・マッチングを推進。

また、東日本大震災復興構想会議の提言において、「特区」手法を活用した取組が盛り込まれたことを踏まえ、必要な地域では地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組

み等の具体化を図る。

(セーフティネットの適切な運用)

(6) 災害時における漁業経営のセーフティネットである漁船保険制度及び漁業共済制度については、今回の震災において、その重要性が改めて認識されたところであり、今後もその役割を果たせるよう、適切に運営。また、現存する生産能力を活用して、被災地沖等の水産物の国民への安定供給を確保する観点からも、漁業経営に大きな影響をもたらす燃油価格の高騰等の問題に対処。

7. 漁協

被災状況と課題

青森県から茨城県の5県域を中心として、漁協、漁連及び信漁連の事務所や施設に被害が発生した。特に、岩手県、宮城県、福島県の3県では、ほぼ全ての漁協で大きな被害が発生。

また、信漁連・信用事業実施漁協（信漁連等）は、被災漁業者等の経営再開や再建の支援に欠かせない存在であるが、自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有しており、今後の財務が必ずしも見通し難い状況。

今後は、地域の漁業を支えるこれら被災漁協系統組織の経営基盤や管理体制の復旧・復興が課題。

漁協、県漁連及び信漁連の施設の被災状況

		事務所	共同利用施設				
				荷捌き施設	製氷・給水施設	冷凍・冷藏施設	給油施設
青森県 〔 50組合 2連合会 〕	被害組合等数 (被害割合)	6	13	9	2	3	4
		(12%)	(25%)				
岩手県 〔 24組合 2連合会 〕	被害組合等数 (被害割合)	16	24	17	7	3	1
		(62%)	(92%)				
宮城県 〔 5組合 〕	被害組合等数 (被害割合)	5	5	2	3	4	3
		(100%)	(100%)				
福島県 〔 5組合 2連合会 〕	被害組合等数 (被害割合)	6	6	4	5	5	3
		(86%)	(86%)				
茨城県 〔 11組合 2連合会 〕	被害組合等数 (被害割合)	6	12	9	9	3	3
		(46%)	(92%)				
計 〔 95組合 8連合会 〕	被害組合等数 (被害割合)	39	60	41	26	18	14
		(38%)	(58%)				

注1：5月30日時点で県庁及び漁連等からの情報を取りまとめたもの。

注2：「被害」は、施設の全壊、半壊及び一部損壊をいう。

注3：茨城県は霞ヶ浦及び北浦の漁協を除く。

対応の方向

(漁協系統組織の再編・整備)

- (1) 漁協系統組織が十分な経営基盤や管理体制を備え、引き続き地域の漁業を支える役割を果たしていくよう、組織・事業の再編整備を図ることが必要。
- (2) その際、漁協等については、地域の水産業の基盤である漁港や产地市場の復興の方向や、各地域の漁業者の意向等も踏まえて、まずは漁協系統が主体的に再編整備の方向を検討し、農林中央金庫等の関係団体や地方公共団体が一体となって取組を進めることが重要。国は、このような再編・整備を目指す漁協等に対して支援。

(信漁連等の健全性の確保)

- (3) また、信漁連等に対しては、JFマリンバンク支援協会や農水産業協同組合貯金保険機構が所要の資本注入を行い、その金融機能の維持・強化を図る。また、資本注入後は、その財務状況を見つつ、必要に応じ農林中央金庫等の関係機関を含めて、信用事業の再構築策を検討。

※ 第177回通常国会において、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律を改正し、被災漁連等に対する資本増強のための措置を講ずる予定。

被災地域における信漁連等の信用事業の状況

(単位：億円、%)

県名	信漁連・漁協数	貯金	貸出金	純資産	自己資本比率
青森県	2	582	144	29	15.3
岩手県	1	913	132	33	16.4
宮城県	1	541	67	41	14.0
福島県	3	213	19	29	29.0
茨城県	1	145	47	8	15.1
千葉県	1	609	146	30	12.1
合計	9	3,004	554	170	—

注1：平成21事業年度の数値である。

注2：信漁連・漁協数については、信用事業を実施している漁業協同組合連合会及び漁業協同組合の数を計上。

注3：貸出金の金額は、組合員又は漁業協同組合連合会の所属員向けの貸出金残高である。

注4：各欄の合計は、単位未満を四捨五入したものであり、内訳と合計が一致しないことがある。

8. 漁村

被災状況と課題

- (1) 特に岩手・宮城・福島の3県において、多くの漁村が壊滅的な被害。
- (2) 上記3県の海岸堤防約300kmのうち、約190kmが全壊・半壊（国土交通省調べ）。
- (3) 各漁村地域において、地元住民の意向等を集約しつつ、立地条件等にあわせて最善の防災力を確保した復興方針を立てていくことが当面の課題。

対応の方向

(地元住民の意向の尊重)

(1) 漁業・漁港に関する復興の方針や自治体による土地利用の方針等を踏まえ、必要に応じ地元の市町村や県等による土地利用の調整等が行われた上で、仮設住宅の入居期限である2年後を目途に、災害に強い漁村づくりを推進。

(2) 漁村の復興に当たっては、例えば、①林地の活用等による集落機能の高台への移転、②集落の地盤の嵩上げや住居の高層化、③被災前の場所で再整備、といった様々な方向性が考えられるが、復興方針の選択に当たっては、地形的条件が考慮されるとともに、地元住民の意見が尊重されることが重要。こうした取組を推進するため、モデル地域において、地域住民の意向を踏まえた漁業集落整備のための事業計画策定に係る調査を支援。

(立地条件等にあわせた最善の防災力確保)

(3) 新たな漁村の形成にあわせて以下のような取組を推進し、漁村の様や復興状況に応じた最善の防災力を確保。

- ① 高台移転ができない集落における防災力の確保につながる海岸堤防や避難施設の整備(今回の津波被害を踏まえた設計手法に基づき整備)
- ② 震災の教訓等を踏まえた、防災避難訓練・ハザードマップ更新等のソフト対策の充実

(地域資源を活用した漁村の復興)

(4) 水産業の省エネ・省コストに資するとともに、災害時の非常電源としても利用可能な風力発電、太陽光発電等、再生可能エネルギーを活用したエネルギー自立型システムの構築等を支援し、漁港漁村のエコ化を推進。

(5) また、地域特性を活かした復興を図るため、地域資源の再発掘や他地域との連携等を通じた被災漁村の6次産業化の取組を推進。

III. 原子力発電所事故への対応

被災状況と課題

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の飛散、二度にわたる高濃度汚染水の海洋への流出及び排出基準を超える放射性物質濃度の排水等を引き起こし、漁業にも大きな影響。
- (2) 東京電力による事故の収束に向けた取組が続けられているものの、漁業関係者・市場関係者等は未だ汚染水の漏出に対する不安を持っている。また、放射性物質の大気や海洋への放出の結果、水産物から暫定規制値を超える放射性物質が検出される事態が続いている、操業自粛を余儀なくされる事態や風評被害が発生。

操業自粛等の状況

(6月20日時点)

福島県	3月15日以降、県との協議に基づく漁協組合長会議の決定により、漁協が全ての操業を自粛 4月20日、原子力災害対策本部長指示によりコウナゴの摂取及び出荷が制限 5月19日、県が伊達市内の阿武隈川本流と支流のヤマメの採捕自粛を要請 5月26日、県が福島市内の阿武隈川本流及び支流のヤマメ・ウグイ、猪苗代町と北塩原村のヤマメの採捕自粛を要請 6月2日、県が白河市内の阿武隈川本流及び支流のヤマメの採捕自粛を要請 6月6日、原子力災害対策本部長指示により県内一部地域のヤマメ（養殖を除く）の出荷が制限 6月16日、県が阿武隈川本流及び支流のイワナの採捕自粛を要請 6月17日、原子力災害対策本部長指示により県内一部地域のウグイの出荷が制限
茨城県	4月5日、県がコウナゴ漁業の操業自粛を要請 4月30日、モニタリング結果を踏まえた県との協議に基づき、漁協等で組織する対策本部がコウナゴ漁業の今期の操業終了を決定
千葉県	3月22日以降、県内各漁業でモニタリング結果が出るまでの間の休漁を実施

風評被害の状況

(6月10日時点)

福島県	○ 海面漁業を自粛中であるが、水産加工業者や淡水魚も風評被害を受けている。
茨城県	○ 水揚げ量が激減した上に魚価が低迷し、経費がかかるため出漁見合せ。 ○ 水産加工業者はコウナゴの問題の影響を受け取引拒否等に直面。
千葉県	○ 水揚げされているものの小売・卸からの買い控え等を受け、多くの魚種で魚価が低迷。 ○ 水産加工業者、関連の直売所等でも風評被害により売上げ減。
その他	○ 海外への輸出についても、輸入国による規制等により、輸出制限及び検査等のコスト高に直面。 ○ 主要輸出先の規制強化及び一部風評被害により、4月の輸出額は前年同月に比べて著しく減少（さけます：-96.2%、すけとう：-81.4%、さば：-49.8%、さんま：-98.6%、かつお：-38.2%等）。今後も輸出減少が継続することが懸念。 ○ タイの一部の缶詰業者が日本近海で漁獲された水産物の取扱いを一時停止。

(3) 水産庁では、関係都道府県と連携し、水産物の放射性物質の検査を推進。これを一層強化する観点から、操業を再開する漁業や東北沖に漁場が形成される広域回遊性魚種を対象とする漁業について、「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」(5月2日公表)に基づき、県や漁業者団体との連携の下での計画的な水産物の放射性物質調査の実施に必要な支援を実施しているところ。

水産物における放射性物質の調査

(6月16日現在)

種類別	調査数	暫定規制値を超過した件数と内訳	
海産魚類	369	21	コウナゴ12(福島県6、茨城県6)、シラス4、アイナメ2、エゾイソアイナメ2、イシガレイ1(福島県)
うち広域回遊性魚種 (カツオ、ビンカ等)	21	0	
無脊椎動物 (貝類、タコ等)	96	6	ムラサキイガイ1、ホッキガイ3、キタムラサキウニ2(福島県)
海藻類	34	5	ワカメ1、ヒジキ1、アラメ3(福島県)
海産魚介類 (加工品)	14	0	
淡水魚類	135	20	アユ7、ヤマメ7、ワカサギ2、ウグイ3、イワナ1(福島県)
哺乳類(クジラ)	5	0	
	635	52	

注1：6月16日現在で取りまとめたもの。

注2：魚介類の暫定規制値は、放射性ヨウ素 2000 ベクレル/kg、放射性セシウム 500 ベクレル/kg (魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値は4月5日に設定)

注3：括弧内の数値は、暫定規制値を超えたものの件数

(4) 福島第一原子力発電所事故に関しては、東京電力が発表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」(ロードマップ)に基づき、一刻も早く事態が収束することが必須であるが、ロードマップによれば、原子炉が冷温停止状態となり、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられるには6ヶ月から9ヶ月を要するとされているところ。

対応の方向

国内外で生じている水産物の安全性に対する不安解消は水産業復興に当たっての喫緊の課題であることから、以下のとおり、水産物における放射性物質調査、風評被害対策などの取組を着実に実施。

(放射性物質の調査等)

- (1) 水産物の放射性物質調査が当面（原子炉が冷温停止し、その後水産物に含まれる放射性物質が通常レベルに戻るまでの間）継続できるよう、国としての取組を強化。詳細な分析を行うか否かを迅速に判断するための簡易型の放射性物質分析機器の主要港への配備を推進。また、中長期的な監視が必要な放射性物質に関しては、（独）水産総合研究センターに分析機器を整えつつ、民間検査機関も活用しながら、調査を推進。
- (2) 今後、主要な魚介類における放射性物質による汚染の実態調査を実施するとともに、水生生物における放射性物質の挙動の科学的な解明に取組。
- (3) 原子力発電所周辺海域において、漁業関係者が就労する場合の放射線等に対する不安の声が上がったことを踏まえ、漁業関係者の労働環境の安全性確保を図るための取組を推進。
- (4) 福島第一原子力発電所事故に係る賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の指針等の賠償の枠組みによって早期に受けることができるよう、適切な働きかけを実施。

(海外に向けた取組等)

- (5) 海外に対しては、食品の安全性に関する情報を発信していくことが重要。各国が客観的な根拠に基づき冷静な対応をとるよう、上記の放射性物質の調査結果等に基づき外交ルートで働きかけるとともに、水産庁ホームページを通じて英語で公表。

- (6) また、水産物の安全の確保、消費の混乱を防止するため、出荷規制の発動・解除に対応し、水産物の適切な産地表示の方法に関するガイドラインの見直しを検討。
- (7) 主要輸出先国における展示会等での民間事業者による日本の食品の安全性に関する広報活動を支援し、日本産水産物の信頼回復を図る。
- (8) 我が国の水産物の安定的な輸出が行われるよう、在外公館や在京大使館、WTOなど国際会議の場等を通じて、我が国のとった措置や調査結果を説明し、過剰な規制については再考を要請するとともに、我が国民間企業輸出業者のニーズに応じて、産地証明や放射性物質に関する検査証明等を国と県が連携して発行。